

周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託

公募型プロポーザル実施説明書

山口県 周南市

目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	担当課	1
4	スケジュール	1
5	参加資格	2
6	参加表明書の提出等	2
7	企画提案書等の提出	3
8	企画提案書の審査及び評価等	4
9	非特定理由の説明に関する事項	5
10	業務委託契約に関する事項	6
11	参加者の失格	7
12	その他	7
13	添付資料	8

1 趣旨

この説明書は、周南市人口ビジョン及び総合戦略策定に関する調査・分析業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により高度な分析能力及び豊富な経験を有する研究者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託

(2) 業務内容

周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査及び分析

※ 詳細は添付資料の別添②「業務委託仕様書」を参照

(3) 履行期間

契約締結の日から平成28年1月31日までとする。

(4) 委託料の上限

9,235,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。（この金額は見積合わせ時の予定価格となるものではない。）

(5) 発注者

周南市

3 担当課

周南市 企画総務部 政策企画課 企画担当

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8478（直通）

ファクス番号 0834-22-8397（直通）

電子メール kikaku@city.shunan.lg.jp

4 スケジュール

実施内容	実施期間（平成27年）
プロポーザル参加表明書受付期間	3月 5日（木）～3月 13日（金）
参加表明書作成に関する質問受付	3月 5日（木）～3月 10日（火）
企画提案書の受付期間	3月 16日（月）～3月 25日（水）
企画提案書等作成に関する質問受付	3月 16日（月）～3月 18日（水）
ヒアリング	4月 上旬 【予定】
審査結果の通知	4月 上旬
契約締結	4月 中旬

5 参加資格

次の(1)～(6)に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 参加表明書の提出日時時点で、平成26・27年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）の、(大分類) 4 調査・研究（設計関係を除く）の（小分類）1 調査・分析 に登録されていること。
- (2) 参加表明書の提出時点で、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規程に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 本業務と同様あるいは類似した業務実績を有することとし、地域産業連関表の作成・分析を行った業務実績1件以上を有すること。

6 参加表明書の提出等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

様式－1「参加表明書」 1部

イ 提出方法

① 提出期間

平成27年3月 5日（木）午前8時30分から

平成27年3月13日（金）午後5時15分まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

② 提出先

本説明書3に掲げる担当課

③ 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(2) 参加表明等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

イ 質問及び回答の方法

① 様式

様式－3「質問書」

② 提出先

本説明書3に掲げる担当課

③ 提出方法

持参、送付、ファクス又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

④ 受付期間

平成27年3月 5日（木）午前8時30分から

平成27年3月10日（火）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

⑤ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、参加表明する全ての者に対して、ファクス又は電子メールにより行う。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等

ア 提出書類

- | | |
|---------------------|----|
| ① 提案書 A版 自由様式 | 7部 |
| ② 過去の実績を証する書類等 | 1部 |
| ③ 様式－2「配置予定技術者の経歴等」 | 1部 |
| ④ 提出企業のパンフレット | 1部 |

イ 企画提案を求めるテーマ

「周南市人口ビジョン・総合戦略策定に向けた人口及び経済に関する分析方法について」

ウ 提出方法

① 提出期間

平成27年3月16日（月）午前8時30分から

平成27年3月25日（水）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

- ② 提出先
本説明書 3 に掲げる担当課
- ③ 提出方法
持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

エ 留意事項

企画提案書には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

(2) 企画提案書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の内容

企画提案書等に関する質問は、作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

イ 質問及び回答の方法

- ① 様式
様式－ 3 「質問書」
- ② 提出先
本説明書 3 に掲げる担当課
- ③ 提出方法
持参、送付、ファクス又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）
- ④ 受付期間
平成 27 年 3 月 16 日（月）午前 8 時 30 分から
平成 27 年 3 月 18 日（水）午後 5 時 15 分まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- ⑤ 質問に対する回答の方法
質問に対する回答は、参加表明する全ての者に対して、ファクス又は電子メールにより行う。

8 企画提案書の審査及び評価等

(1) 選定委員会

企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) ヒアリング

企画提案書受付終了後、企画提案についてヒアリングを実施する。ヒアリングの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

(3) 結果の通知

審査において、最も優れた企画提案書として選定された企画提案書の提出者（以下「最優秀者」という。）に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。

最も優れた企画提案書として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

(4) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

(5) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。

ただし、選定委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

評価対象		評価項目
業務実績・実施体制	会社	過去10年間に関連業務実績（※1）はあるか。
	技術者	過去10年間の関連業務の件数、関連業務の内容、配置予定技術者の役割等から総合的に判断して評価する。
提案内容	人口分析	本市の人口特性、将来推計を行うために適した分析方法の提案となっているか。
	経済分析	地域産業関連表を活用した経済分析が行える提案となっているか。
	地域精通度	本市の特性、課題を踏まえた提案となっているか。
	提案書のデザイン	提案書は、妥当な構成で、分かりやすく見やすいデザインとなっているか。
	独自性	業務委託仕様書に示された事項に加えて、本業務を充実させる独自の提案はあるか。
プレゼン能力	担当者の説明能力	受託するにあたっての積極的な姿勢が示されているか。 提案内容、質疑応答において明確に説明しているか。

※1 「関連業務実績」とは、過去10年間（平成17年3月5日から平成27年3月4日までの期間）に地方公共団体等において、人口推計や地域経済分析に関する業務を受注し完了した実績をいう。

9 非特定理由の説明に関する事項

(1) 非特定理由の説明請求

本説明書8(3)により「非特定通知書」による通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができる。

- ア 様式
様式自由。ただし、A4版とする。
- イ 提出先
本説明書3に掲げる担当課
- ウ 提出方法
持参、送付、ファクス又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）
- エ 受付期間
説明を求めることができる期間内（ただし、休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

10 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ア 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。
- イ 最優秀者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ウ 最優秀者が、特定後に本説明書11に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- エ 最優秀者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- オ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、業務委託仕様書（別添②）に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則できないものとする。

エ 企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市契約事務規則及び周南市業務委託契約約款によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書 11 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

11 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本説明書 5 に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本説明書の定め反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

12 その他

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。

(3) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定め適合しないもの

イ 記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

カ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。

ウ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等及びテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

13 添付資料

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 提出書類の様式 | 別添① |
| (2) 業務委託仕様書 | 別添② |